

## 栗山町議会 出前報告会実施要領

令和2年6月17日広報広聴常任委員会決定

(趣旨)

- 1 平成17年3月に全国2例目となる議会報告会(以下「報告会」という。)を開催して以来、これまで報告会を重ねてきた。その取り組みは、町民に一定程度認知されているものの、参加者層に目を向けると高齢者、男性、団体等の役職者といった属性の町民が多く、偏在の著しい状況が続いている。

こうした不特定多数を対象にした受動的な開催方法は、現状で参加が少ない若者、女性、子育て世代などの受け皿になり得ていない。そのため、このような町民に焦点を当て、議会からアプローチし、議会や議員の役割やしごとについて伝えていくことが必要である。

こうした現状を踏まえ、議会報告会を補完する少数特定・能動的な性格を持つ『出前報告会』を実施することとし、その要領を定めるものである。

(実施期間)

- 2 毎年度10月から3月までの間とする。

(班編成及び班構成)

- 3 毎年編成される議会報告会班(以下「報告班」という。)を単位とし、班長は報告班を代表する。

(実施回数)

- 4 1班あたり毎年度1～3回とする。

(実施対象)

- 5 学生・若者・女性・子育て世代の団体・グループ等を対象とし、参加者は1回あたり5人から15人程度とする。

(実施対象の決定)

- 6 実施対象の決定にあたっては、報告班ごとに選定する。
  - ② 実施対象から要請があったときは、班長の協議によるものとする。
  - ③ 決定した実施対象は、班長及び報告班の間で情報共有を図るものとする。
  - ④ 議員が個人を単位として参集を要請するものは対象に含めない。

(実施日・場所等)

- 7 実施日及び場所は、各報告班の班長が実施対象と協議の上、決定する。ただし、町内公共施設等を利用する場合は、事務局と協議するものとする。

(報告会資料)

8 報告班は、くりやま議会だより等に基づき説明等を行うものとする。

(報告会の運営)

10 報告会の運営にあたっては、下記の事項を原則とする。

(1) 実施対象が配席に配慮するなど発言しやすいような会場づくりに努める。

(2) 説明にあたっては、議会の決定事項のとどまらず、議会・議員の役割や仕事についても、わかりやすく伝えるよう努める。

(3) 報告班は、実施対象から意見を引き出すことを心がけ、満足が得られるような運営に努める。